

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 29 日

佐賀県知事 殿

提出者
住 所 愛知県長久手市蟹原2201番地
氏 名 日東工業株式会社 取締役社長 手嶋 晶隆

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0561-62-3111 (大代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日東工業株式会社唐津工場
事業場の所在地	佐賀県唐津市厳木町浪瀬1825番地2
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	29 電気機械器具製造業
② 事業の規模	12,937百万
③ 従業員数	170人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙3のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・粉体塗料使用促進で、溶剤塗装の使用が削減される。 ・濃縮度の向上。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・効率化推進及び設備改善で濃縮度を上げ、委託処理量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・当社環境社内規定に準じて向上での分別基準（環境ISO関連文書作業要領書等）により廃棄物の分別を実施中である。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・当社環境推進課、環境（ゼロ・エミ）部会、塗装技術研究会での情報や活動を展開して進めて行く。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 効率化推進及び設備改善で濃縮度を上げる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 毎日の排出量の計測を行い、更なる効率化推進及び設備改善・定期保全にて濃縮度を上げる。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に無し。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託業者立入調査実施やインターネットで情報収集を行っている。 ・当社塗装技術研究会で、塗装全般の技術向上を図ると共に、情報収集等も行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・当社環境施設室、環境（ゼロ・エミ）部会、塗装技術研究会での情報や活動を展開して進めて行く。			
【前年度（令和 7年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,341.84	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から取替処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

[illegible]

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 7年度）実績】													
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 日ごらず利用を1つにつき 特別管理産業廃棄物の量	廃アルカリ	汚泥（濃縮）	廃油（シンナー）									
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
【目標】													
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 日ごらず利用を1つにつき 特別管理産業廃棄物の量	廃アルカリ	汚泥（濃縮）	廃油（シンナー）									
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

から行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

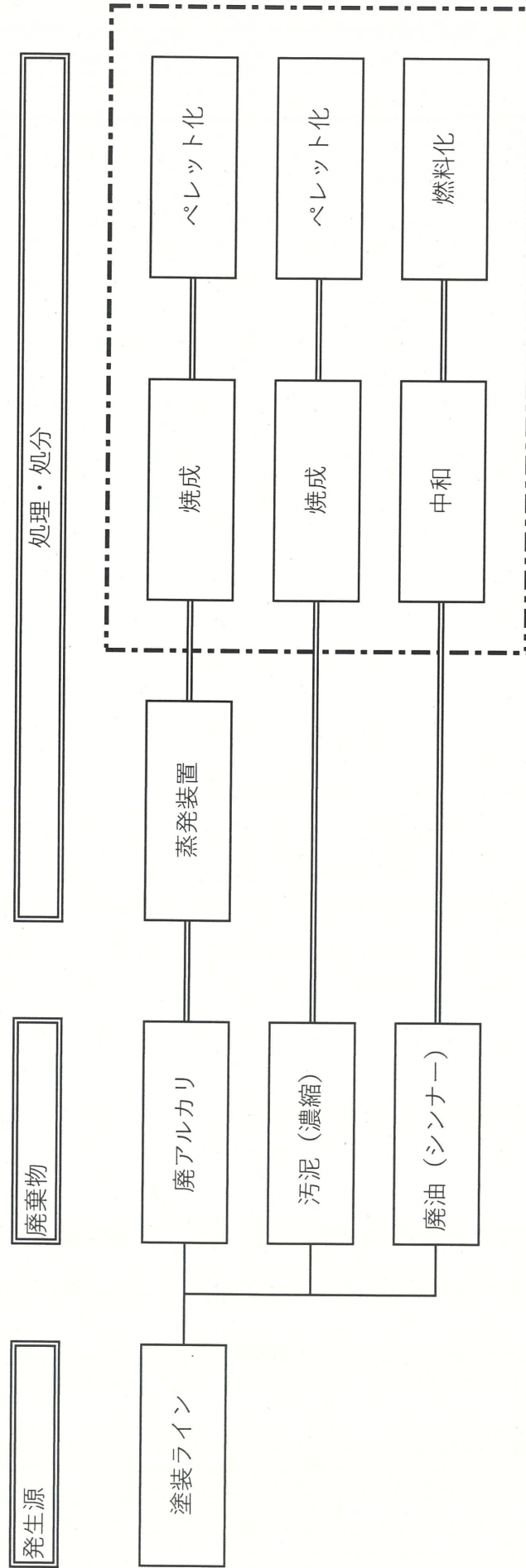
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

(別紙2)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 (第1面関係別紙)

④産業廃棄物の一連の処理の工程



(別紙3) 管理体制図

責任者	所属	役職
環境管理責任者	唐津工場	工場長
環境責任者	総務課	総務課課長
	生産課	生産課課長
	部品課	部品課課長
	総務課	総務課課員
特別管理産業廃棄物管理責任者	唐津工場	工場長
公害防止統括者	部品課	部品課課長
公害防止統括者（代理者）	部品課	部品課課員
公害防止管理者水質2種	部品課	部品課課員
公害防止管理者水質2種（代理者）	部品課	部品課課員
役割		
工場環境保全委員会	廃棄物処理に関する検討及び環境関連法規順守確認 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 計画的に廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討 ・委員長 環境管理責任者 ・事務局 総務課課長	
環境責任者	収集運搬業者、処分業者の調査、選定、管理 産業廃棄物管理票の交付、管理 監督官庁への各種報告 産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物排出関連施設の維持管理 産業廃棄物発生の抑制 課員に対する教育、啓発	